

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	アイヌ文化体験コーナー運営委託業務
発 注 課	市) 市民生活部アイヌ施策課
選 定 事 業 者	札幌アイヌ協会（会長：阿部 一司）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、アイヌ文様の刺繍、アイヌ伝統工芸品の木彫りなどを札幌市アイヌ文化交流センター（以下、「センター」という。）に来館した市民等に気軽に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的とする業務である。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術が求められる。</p> <p>また、本業務はセンター開館日常設となることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を用意できる運営体制のほか、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。</p> <p>これらの条件を満たす団体は、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録ではないが、令和2年度、令和3年度において類似業務を受託し、良好な履行実績がある。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和4年4月8日